

京都府スキー連盟規約細則

制定 1932年(昭和7年)10月1日
改正 2000年(平成12年)7月8日
改正 2003年(平成15年)4月26日
改正 2007年(平成19年)9月20日
改正 2020年(令和2年)9月15日

(根拠)

第1条 この細則は、本連盟規約の第42条により定める。

(事務所)

第2条 規約第2条の京都府スキー連盟事務所は、次に置く。

京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター内(テルサ東館3F)

第3条 規約第6条第2項に関して、所属会員が定数に満たない場合は、不足する会員数分のSAJ・SAK登録費を課することでクラブ登録を認めることができる。尚、その登録費は一人一般会員額分とする。

(理事の推薦数)

第4条 規約第14条第2項の理事の推薦数については、加盟団体推薦理事を22名以内とし、会長推薦理事を、6名以内とする。

(派遣役員等)

第5条 規約第18条の派遣先は、公益財団法人全日本スキー連盟、公益財団法人全日本スキー連盟近畿ブロック協議会及び公益財団法人京都府スポーツ協会とする。

(専門部担当理事の選任)

第6条 規約第31条第2項の専門部の担当理事の選任については、原則として、次のとおりとする。

- (1) 総務部 常任理事3名以内、理事5名以内
 - (2) 教育部 常任理事3名以内、理事5名以内
 - (3) 競技部 常任理事3名以内、理事5名以内
- 2 前項の各専門部には、常任理事の中から、部長1名及び副部長2名を置く。
- 3 部長、副部長及び部員については、理事会で協議の上、会長が選任する。

(専門部会の組織)

第7条 規約第31条第2項の専門部会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会 原則として、総務部理事及び総務部委員等で組織する。
- (2) 教育部会 原則として、教育部理事、教育部委員及び公益財団法人全日本スキー連盟教育本部関係有資格者等で組織する。
- (3) 競技部会 原則として、競技部理事、競技部委員及び公益財団法人全日本スキー連盟競技本部関係有資格者等で組織する。

(専門部委員会及び分掌事務事業等)

第8条 専門部委員会の組織等については、理事会で協議の上、会長が定める。

- 2 専門部委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。
- 3 専門部委員会の分掌事務事業等は、別に定める。

(専門部委員等)

第9条 専門部委員は、原則として、各専門部の担当理事の中から、理事会の協議の上、会長が選任する。ただし、必要に応じ、他の専門部理事を選任することができる。

- 2 専門部委員会は、円滑な事務事業を遂行するため、理事以外の専門部委員を置くことができる。
- 3 前号の委員は、原則として、加盟団体から推薦されたもので、理事会の協議の上、会長が選任する。
- 4 前号の委員は、原則として、評議員を兼務することはできない。
- 5 委員長及び副委員長については、委員の互選とする。

(専門部委員の任期)

第10条 専門部委員の任期は、規約第19条の規定を準ずる。

(専門部分掌事務事業)

第11条 規約第31条第4項の専門部分掌事務事業は、次のとおりとする。

(1) 総務部

- ① 会議全般に関すること。
- ② 文書收受全般に関すること。
- ③ 会計、財産及び備品に関すること。
- ④ 広報に関すること。

- ⑤ 渉外に関する事。
- ⑥ O A化システムに関する事。
- ⑦ 登録に関する事。
- ⑧ 加盟団体に関する事。
- ⑨ 規約、規程等に関する事。
- ⑩ 要覧に関する事。
- ⑪ 事務局に関する事。
- ⑫ その他総務に関する事。

(2) 教育部

- ① 基礎スキーの普及に関する事。
- ② 基礎スキー関係行事の運営に関する事。
- ③ 基礎スキー選手の育成及び強化に関する事。
- ④ スキー検定会、講習会及び研修会の開催に関する事。
- ⑤ 公認資格者の育成、審査及び認定に関する事。
- ⑥ スキーの安全及び傷害防止に関する事。
- ⑦ スノーボード（基礎）全般に関する事。
- ⑧ その他基礎スキー等に関する事。

(3) 競技部

- ① 競技スキーに関する事。
- ② 競技スキー関係行事の運営に関する事。
- ③ 競技スキー選手の育成、強化及び派遣に関する事。
- ④ 競技スキー検定会、講習会及び研修会の開催に関する事。
- ⑤ 公認資格者の審査及び認定に関する事。
- ⑥ 公認スキー大会の認定に関する事。
- ⑦ スノーボード（競技）全般に関する事。
- ⑧ その他競技スキー等に関する事。

(専門委員会及び特別委員会の長)

第12条 規約第33条第1項及び第34条第1項の委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。

2 委員長及び副委員長については、委員の互選とする。

(専門委員会及び特別委員会委員の任期)

第13条 専門委員及び特別委員の任期は、規約第19条の規定を準ずる。

(代表者会)

第14条 本連盟は、連盟と加盟団体との間をより一層緊密にするため、代表者会を設ける。

2 代表者会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び加盟団体代表者をもって構成し、必要に応じ、会長がこれを招集する。

3 代表者会の座長は、会長又は会長の指名する役員とする。

4 代表者会は、本連盟の運営に関する事項及びスキー界全般に関する事項について、意見交換等を行うものとする。

(細則の改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事会の議決による。